

第 6338 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 12月 10日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 連帯債務の場合の住宅ローン控除

Q : ローンを組んで自宅を購入しました。妻と連帯債務ですが、住宅ローン控除はどのようになりますか？

A : 次のようになります。

【解説】

住宅ローン控除は、年末の借入金残高に適用控除率を乗じて計算しますが、連帯債務となっている場合には、次の算式により控除を受ける者の負担すべき部分の年末残高を求めて計算することとなっています。

$$\begin{aligned} & (\text{連帯債務による住宅借入金等の年末残高}) \\ & \times (\text{控除を受ける者が負担する割合}) \\ & = (\text{住宅借入金等の年末残高のうち控除を受ける者が負担すべき部分の年末残高}) \end{aligned}$$

この場合の「控除を受ける者が負担する割合」は、確定申告の際に提出した「住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」又は「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」に記入した負担割合となります。

なお、初めて住宅ローン控除の適用を受ける場合は、所得税の確定申告書に「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」及び「連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を添付する必要があります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】